Ⅷ. 障害者（児）福祉

障害者（児）福祉

１．障害者手帳

(1)身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳交付件数

・身体障害者手帳・・・身体障害のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳。

・愛の手帳・・・知的障害のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳。東京都以外では「療育手帳」と呼ばれている。

・精神障害者保健福祉手帳・・・精神障害のある方が社会復帰・自立および社会参加のためのサービスを受けるために必要な手帳。

項目＼年度	30	元(31)	2	3	4
身体障害者手帳	339	320	365	340	310
愛の手帳	107	97	99	97	101
精神障害者保健福祉手帳	785	886	807	989	1,029

【令和４年度実績】

①身体障害者手帳交付件数内訳

区分	件数
新規	204
更新	63
再交付	43
計	310

②愛の手帳交付件数内訳

区分	件数
新規	37
更新	45
再交付	19
計	101

③精神障害者保健福祉手帳交付件数内訳

区分	件数
新規	251
更新	678
変更	82
再交付	18
計	1,029

(2)身体障害者 障害別･等級別一覧表　※令和５年３月31日現在。施設入所･通所者を含む。

	実人数		
	男	女	計
合計	1,632	1,642	3,274
１級	664	480	1,144
２級	230	231	461
３級	213	275	488
４級	381	472	853
５級	70	100	170
６級	74	84	158

部位区分	１級			２級			３級			４級		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
視覚障害	45	43	88	35	40	75	12	5	17	11	8	19
聴覚障害	4	5	9	31	40	71	9	16	25	47	50	97
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	1	0	1	0	2	2	16	2	18	12	6	18
肢体不自由	137	126	263	137	142	279	94	192	286	115	294	409
内部障害	477	306	783	27	7	34	82	60	142	196	114	310
総数	664	480	1,144	230	231	461	213	275	488	381	472	853

部位区分	５級			６級			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
視覚障害	17	19	36	6	5	11	126	120	246
聴覚障害	－	－	－	35	40	75	126	151	277
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	1	－	1	－	－	－	30	10	40
肢体不自由	52	81	133	33	39	72	568	874	1,442
内部障害	－	－	－	－	－	－	782	487	1,269
総数	70	100	170	74	84	158	1,632	1,642	3,274

※重複障害者については総合等級を掲載し、主たる障害部位の欄に含めた。

(3)身体障害者 障害別･年齢別一覧表

（令和５年３月31日現在）

部位区分	年齢区分	合計		
		男	女	計
視覚障害	0-5 歳	0	0	0
	6-17 歳	2	2	4
	18-19 歳	0	0	0
	20-29 歳	3	2	5
	30-39 歳	12	3	15
	40-49 歳	12	12	24
	50-59 歳	16	14	30
	60-69 歳	22	21	43
	70 歳以上	59	66	125
	計	126	120	246
聴覚障害	0-5 歳	2	1	3
	6-17 歳	2	5	7
	18-19 歳	3	2	5
	20-29 歳	1	4	5
	30-39 歳	14	3	17
	40-49 歳	9	10	19
	50-59 歳	9	6	15
	60-69 歳	18	7	25
	70 歳以上	68	113	181
	計	126	151	277

部位区分	年齢区分	合計		
		男	女	計
肢体不自由	0-5 歳	8	2	10
	6-17 歳	21	19	40
	18-19 歳	2	3	5
	20-29 歳	25	16	41
	30-39 歳	30	21	51
	40-49 歳	48	56	104
	50-59 歳	85	67	152
	60-69 歳	108	127	235
	70 歳以上	241	563	804
	計	568	874	1,442
内部障害	0-5 歳	1	1	2
	6-17 歳	4	11	15
	18-19 歳	3	1	4
	20-29 歳	16	6	22
	30-39 歳	32	6	38
	40-49 歳	62	28	90
	50-59 歳	90	39	129
	60-69 歳	114	44	158
	70 歳以上	460	351	811
	計	782	487	1,269

障 害 者（児）福 祉

部位区分	年齢区分	合計		
		男	女	計
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	0-5 歳	0	0	0
	6-17 歳	0	0	0
	18-19 歳	0	0	0
	20-29 歳	0	0	0
	30-39 歳	1	0	1
	40-49 歳	4	2	6
	50-59 歳	4	2	6
	60-69 歳	7	1	8
	70 歳以上	14	5	19
	計	30	10	40

部位区分	年齢区分	合計		
		男	女	計
総数	0-5 歳	11	4	15
	6-17 歳	29	37	66
	18-19 歳	8	6	14
	20-29 歳	45	28	73
	30-39 歳	89	33	122
	40-49 歳	135	108	243
	50-59 歳	204	128	332
	60-69 歳	269	200	469
	70 歳以上	842	1098	1940
	計	1,632	1,642	3,274

※重複障害者については総合等級を掲載し、主たる障害部位の欄に含めた。

(4)知的障害者　年齢別・程度別一覧表　（令和５年３月31日現在）

年齢区分	１度（最重度）			２度（重度）			３度（中度）			４度（軽度）			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0-5 歳	0	1	1	5	1	6	6	2	8	10	10	20	21	14	35
6-17 歳	0	1	1	64	30	94	41	21	62	116	31	147	221	83	304
18-19 歳	0	0	0	15	6	21	7	1	8	10	6	16	32	13	45
20-29 歳	5	1	6	82	12	94	33	17	50	73	38	111	193	68	261
30-34 歳	3	0	3	33	12	45	18	7	25	20	13	33	74	32	106
35-39 歳	0	1	1	27	9	36	18	11	29	15	5	20	60	26	86
40-49 歳	5	0	5	51	27	78	23	15	38	40	17	57	119	59	178
50 歳以上	3	3	6	37	18	55	37	19	56	55	38	93	132	78	210
合計	16	7	23	314	115	429	183	93	276	339	158	497	852	373	1,225
うち身体障害との重複	13	5	18	38	27	65	14	14	28	21	16	37	86	62	148

施設入所・通所者を含む

(5)精神障害者　等級別一覧表

等級	１級	２級	３級	合計
人数	112	780	743	1,635

（障害者福祉課）

２．相談支援・広報・啓発

(1)心身障害者（児）相談員

心身障害者（児）の相談に応じ、本人又は保護者等に必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に協力する。身体障害者相談員４人、知的障害者相談員４人。

年度	30	元(31)	2	3	4
相談件数	29	29	40	24	38

――武蔵野市心身障害者（児）相談員設置要綱――

（障害者福祉課）

(2)障害者差別解消法の取り組み

①障害者差別解消支援地域協議会の開催

開催日	主な内容
令和４年９月 17 日	障害者差別に係る相談受付状況（書面開催）
令和５年１月 30 日	障害者差別解消法に関係する相談事例

※新型コロナウイルス感染症への対応のため、９月 17 日は書面開催。

②相談件数

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	0	0	0	4	1

（障害者福祉課）

(3)相談支援事業・地域活動支援センター事業

障害のある方とその家族の地域生活を支援する事業で、社会福祉法人武蔵野「地域生活支援センターびーと」、特定非営利活動法人ミュー「ライフサポートＭＥＷ」、株式会社浩仁堂「コット」に委託して実施している。地域で安心して生活できるよう、日常生活全般・仕事・余暇などについての相談やピアカウンセリング、障害のある方の創作活動や交流の場の提供、市民が障害に対する理解を深めるための啓発活動などを行っている。

【令和４年度実績】

①相談支援事業（延件数）

地域生活支援センターびーと	19,533（うちピアカウンセリング　6 ）
ライフサポートＭＥＷ	2,026（うちピアカウンセリング　272 ）
コット	5,944（うちピアカウンセリング　0 ）

②地域活動支援事業

ア　地域生活支援センター　びーと

事業	動画配信	北町道場・上映会	ダンス倶楽部	PC 教室	ぴあクラブ	くらし体験塾	手芸教室	男子会	当事者学習会
人数	50	129	150	237	39	42	151	65	26

事業	上映会	公開セミナー	施設見学対応	サポーター	市民向け	大野田福祉の会	ヨガクラブ	他団体支援	就労者の集い
人数	87	207	3	15	1,496	18	23	84	71

公開セミナー（市民向け事業）

開催日	内容	講師	参加人数
令和４年 12 月７日(生配信)	知的障害のある方の高齢化について考える	有賀　道生氏（桐の木クリニック院長、精神科医）	生配信 17 名 録画配信　190 名

※令和４年 12 月 14 日～28 日（録画配信）。

障 害 者（児）福 祉

当事者向けサマーセミナー（学習会）

開催日	内容	講師	参加人数
令和４年８月27 日	未来のくらしを考えよう！～グループホームってどんなとこ？	社会福祉法人武蔵野　居住支援ユニットリエゾン　大澤　昌之氏	27

イ　ライフサポートＭＥＷ

事業	将棋教室	マスクDE トーク	運営ミーティング	お散歩の会・ストレッチ	読書会	麻雀の会	はばたき会
人数	119	143	199	183	73	151	104

事業	おくすり相談	土曜自習室	弁護士相談	200 円食堂	シャワー利用
人数	18	27	34	391	54

公開セミナー（市民向け事業）

	開催日	事業名	内　容	講師	参加人数
1	６月 25 日	ゲストを招いてコーヒートーク	アロマテラピー	永末　美幸氏（株式会社 meray 代表）	11
2	７月 30 日	ゲストを招いてコーヒートーク	一人語りと朗読	森　うたう氏（女優）	16
3	12 月６日	精神保健講座	生きる力が湧いてくるメッセージ	澤登　和夫氏（株式会社ありがトン代表）	9
4	２月４日	ゲストを招いてコーヒートーク	津軽三味線	窪田　悦宏氏（他４名）（ジョージ・ジョンガラ）	28

ウ　コット

事業	将棋の会	俳句の会	お菓子の会	外出プログラム	音楽の会
人数	20	33	2	27	15

事業	読書会	ボードゲームの会（自主企画）	今年を振り返る会	生活応援弁当
人数	25	59	13	889

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

（障害者福祉課）

(4)武蔵野市民こころの健康支援事業

様々なこころの問題を抱える市民からの相談を受け、問題の解決や不安の軽減を図ることと、市民にメンタルヘルスについての正しい情報を伝えることで、市民のこころの健康に寄与する。

平成19年度より実施。

No	開催日	依頼団体名	内容	参加人数
1	令和４年 10 月６日	武蔵野市民社会福祉協議会	ドライブレクリエーション　オリエンテーション	16
2	令和４年 10 月８日	ボランティアセンター武蔵野、他	講座「こころの病について」 当事者との交流	10
3	令和４年 10 月 21 日	武蔵野市民社会福祉協議会	ドライブレクリエーション　オリエンテーション	10

①相談支援

メンタルヘルスの問題（子育て・職場・学校・高齢者問題等）を抱えた市民（本人・家族・友人等）からの相談を、専門職が受け支援する。

（電話相談日時）

毎週火・木曜日：午前 10 時～正午、午後１時～４時

第２・４土曜日：午前 10 時～正午、午後１時～４時

※来所相談　毎週木曜日午後１時～４時。要予約。

相談内容（延件数）	年度				
	30	元(31)	2	3	4
経済困窮	11	2	12	3	10
家族	57	29	50	45	37
学校	5	1	1	6	5
職場	25	21	30	17	12
精神疾患	55	57	101	96	133
その他の疾患	7	0	3	5	6
自殺	8	4	1	13	25
引きこもり	3	8	4	1	14
虐待	1	2	2	1	1
新型コロナ	－	－	41	23	6
その他	20	38	17	47	62
合計	192(173)	162(142)	262(186)	257(182)	311(137)

（　）内実人数

②出前講座

市内の団体、教育機関、グループ等からの要請に応じ、メンタルヘルスについての講座開催や専門講師の派遣を行う。

【令和４年度実績】

３件

③テーマ講座

都の自殺対策強化月間に合わせ年２回、自殺防止に関する講演会等を開催する。

【令和４年度実績】

No	開催日 （配信期間）	テーマ	講師	参加者数 （　）内は動画再生回数
1	令和４年９月 17 日 （10 月１日～ 10 月 31 日）	『生きづらさ』を取り除く極意とは！？～日本で最も自殺が少ない町が気づかせてくれたこと～	岡　檀氏 （情報・システム研究機構統計数理研究所　特任准教授）	26(81)
2	令和５年３月 19 日 （４月 13 日～ ５月 14 日	上手なこころの守り方 ～身に付けておきたいストレスコントロールの知恵～	鎌田　敏氏 （こころ元気研究所所長）	22(236)

（障害者福祉課）

(5)引きこもりサポート事業

令和３年度より生活福祉課へ移管。

Ⅱ－10 に掲載

(6)基幹相談支援センター

障害者福祉課内に設置した市直営の基幹相談支援センターでは、障害者（児）、家族及び支援事業者などへの総合的、専門的な相談支援を行う。また、障害者虐待防止センターを一体的に運営している。

①相談等件数

ア　相談支援を利用している障害者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	1,405	1,536	0	1,280	2,808	282	71	192
障害児	185	172	0	333	179	100	0	0
計	1,590	1,708	0	1,613	2,987	382	71	192

イ　支援方法

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	617	1,013	119	1,435	26	260	2,975	9	6,454

ウ　支援内容

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援
件数	4,082	184	999	240	18	472	98
	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計	
件数	138	116	6	95	6	6,454	

②障害者虐待防止センター事業

平成 24 年 10 月 1 日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（虐待防止法）」が施行され、障害者福祉課に直営の障害者虐待防止センターを設置した。24 時間 365 日、障害者虐待に関する通報・届出・相談を受け付け、関係機関と連携して必要な対応を行う。

通報・届出・相談件数

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	14	17	11	9	21
認定数（件）	3	3	1	4	5

（障害者福祉課）

(7)精神保健福祉講演会

精神障害者に対する理解を深め、精神障害者の社会経済活動への参加促進が図られるように、一般市民等を対象として啓発事業を実施している。ＮＰＯ法人ミューに委託。

【令和４年度実績】

開催日（配信期間）	テーマ	講師	参加者数（　）内は動画再生回数
令和５年１月 29 日（２月 22～３月 31 日）	大人の発達障害～特性とともに幸せに生きる～	高山　恵子氏（ハーティック研究所所長　NPO 法人えじそんくらぶ代表）	45(244)

（障害者福祉課）

(8)広報誌の発行

①「つながり」（市）

市の事業及び市の関連団体等による障害者に関する情報を掲載した身体・知的障害者向けの広報誌として昭和 55 年頃から発行し、平成８年度からは定期発行している。市内在住の身体障害者手帳と愛の手帳所持者に郵送している。

年度	30	元(31)	2	3	4
発行回数	3	3	3	3	3
印刷部数	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

②「こころのつながり」（市）

精神疾患のある方向けの広報誌として平成 19 年９月に創刊。精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療（精神通院）受給者で希望する方に郵送している。

年度	30	元(31)	2	3	4
発行回数	1	1	1	1	1
印刷部数	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

（障害者福祉課）

(9)障害者歯科相談

日頃、その機会に恵まれない障害のある方へ口腔衛生及び摂食嚥下等の歯科に関する相談事業等を行うことで、在宅生活を送る上での健康増進及び福祉の向上に寄与する。

①歯科相談（個別健診相談）

年度	30	元(31)	2	3	4
実人数	172	190	77	80	94

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため実施回数及び定員を縮小。

※令和３年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため定員を縮小。

②歯科相談（施設巡回相談）

年度	30	元(31)	2	3	4
施設訪問回数	8	8	6	8	8
相談実人数	43	39	36	44	44

（障害者福祉課）

(10)心のバリアフリー啓発事業

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会へ委託し実施。障害のある方が地域で生活するために必要な支援に関する基礎知識を、地域の方々が共に学ぶことで、支援する側・される側のバリアを減らし、だれもがより暮らしやすい地域をめざす。平成 23 年度より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
実施団体数	7	8	5	6	7
延人数	1,106	1,079	603	1,168	776

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため実施回数を縮小。

（障害者福祉課）

３．経済援護

(1) 手当

①特別障害者手当等支給（国）

常時特別の介護を必要とする障害者に支給。月額；特別障害者手当 27,300 円、経過的福祉手当 14,850 円、障害児福祉手当 14,850 円。本人及び扶養義務者の所得制限あり。

年度		30	元(31)	2	3	4
特別障害者手当	支給対象者（人）	149	140	144	141	144
	支給総額（円）	47,888,560	45,808,660	46,562,100	46,987,300	47,953,100
経過的福祉手当	支給対象者（人）	3	2	2	2	2
	支給総額（円）	526,980	487,230	356,760	357,120	356,520
障害児福祉手当	支給対象者（人）	48	43	48	42	44
	支給総額（円）	8,095,150	8,254,450	8,443,740	8,451,840	7,739,550

――特別児童扶養手当等の支給に関する法律――

（障害者福祉課）

②特別児童扶養手当支給（国）

20 歳未満で一定の障害を有する児童を養育している父、母または養育者に支給。所得により支給制限あり。

１級（身体障害者手帳１、２級、愛の手帳１、２度相当）

２級（身体障害者手帳おおむね３級、愛の手帳おおむね３度）

年度	受給者数	支給月額	
		１級	２級
30	103	51,700	34,430
元（31）	98	52,200	34,770
2	91	52,500	34,970
3	95	52,500	34,970
4	91	52,400	34,900

――特別児童扶養手当等の支給に関する法律――

（子ども子育て支援課）

③重度心身障害者手当支給（都）

心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に対して支給。月額 60,000 円。所得制限あり。

・対象者

重度の知的障害で著しく精神病状を有する方

重度の知的障害と身体障害の重複している方

重度の肢体不自由で四肢体幹機能障害の方（座っていることが困難な方）

年度	30	元(31)	2	3	4
受給者数（人）	119	105	108	114	113

――東京都重度心身障害者手当条例――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

④児童育成手当（障害手当）支給（都・市）

Ｖ－２－(4)に掲載

⑤武蔵野市心身障害者福祉手当支給（都・市）（昭和 48 年３月より実施）

身体障害者手帳１～４級、愛の手帳１～４度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の症状を有する方に対し支給。65 歳以上で障害者手帳を取得した人は対象外。難病者福祉手当と重複して支給はしない。

令和元年８月より所得制限あり。

・支給月額一覧

障害別／年齢区別	身障手帳１・２級	愛の手帳１～３度	脳性麻痺・進行性筋萎縮症	身障手帳３・４級 愛の手帳４度
20 歳以上	月額　15,500 円	月額　15,500 円	月額　15,500 円	月額　11,000 円
20 歳未満	月額　11,000 円	月額　11,000 円	月額　11,000 円	月額　11,000 円

年度	30	元(31)	2	3	4
支給対象者（人）	2,613	2,123	2,103	2,076	2,016
支給総額（円）	391,209,500	377,942,500	341,057,500	334,028,500	329,894,000

――武蔵野市心身障害者福祉手当条例――

（障害者福祉課）

⑥難病者福祉手当支給（市）

難病等のため療養している方に支給する。武蔵野市心身障害者福祉手当と重複して支給はしない。昭和 57 年４月より実施。月額 12,000 円。令和元年８月より所得制限あり。

年度／区分	30	元(31)	2	3	4
支給対象者（人）	1,601	997	1,021	998	986
支給総額（円）	220,860,000	199,692,000	142,956,000	145,404,000	143,724,000

――武蔵野市難病者福祉手当条例――

（障害者福祉課）

(2)助成

①重度脳性麻痺者介護事業（都）

重度の脳性麻痺で，身体障害者手帳１級の方の介護人へ手当を支給する。所得制限なし。

年度	30	元(31)	2	3	4
登録者	0	0	0	0	0
登録介護人	0	0	0	0	0
派遣回数	0	0	0	0	0
助成金額（円）	0	0	0	0	0

――武蔵野市重度脳性麻痺者介護事業実施要綱――

②障害者診断書料助成事業（市）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）を取得するための診断書料を助成する。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳は限度額 5,000 円、自立支援医療受給者証（精神通院）は限度額 3,000 円。平成 19 年４月より開始。

区分＼年度		30	元(31)	2	3	4
身体障害者手帳	件数	272	260	230	255	254
	助成金額（円）	1,235,530	1,157,993	1,061,721	1,156,350	1,140,071
精神障害者保健福祉手帳	件数	399	444	419	508	536
	助成金額（円）	1,875,440	2,053,123	1,947,630	2,366,351	2,528,800
自立支援医療（精神通院）	件数	805	1,005	613	957	1,087
	助成金額（円）	1,857,534	2,460,642	1,292,300	2,213,210	2,570,440

――武蔵野市障害者診断書料助成事業実施要綱――

③身体障害者自動車運転教習費助成

身体障害者・知的障害者が運転免許取得に必要な経費を助成する。限度額 164,800 円。所得制限あり。昭和 53 年４月より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	0	2	3	1	2
金額（円）	0	329,600	494,400	164,800	326,866

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

④身体障害者自動車改造費助成

重度の身体障害者が就労などのために自動車を取得し、その自動車の改造が必要な場合、改造費の一部を助成する。限度額 133,900 円。所得制限あり。昭和 50 年 11 月より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	0	0	0	1	0
金額（円）	0	0	0	130,000	0

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

⑤福祉電話（日常生活用具貸与）使用料助成（市）

日常生活用具として福祉電話を貸与された身体障害者に対し、基本料金と電話料を助成する。基本料金と通話料（３カ月で 1,800 円まで)。所得制限なし。昭和 61 年４月より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
登録者数	5	5	3	0	0
金額（円）	59,167	55,786	36,804	10,643	0

※登録者数は年度末時点の登録者数を記載。令和３年度は年度途中で利用が中止された。

――武蔵野市福祉電話（日常生活用具貸与）使用料助成事業実施要綱――

障 害 者（児）福 祉

⑥重度福祉電話「あんしん」設置及び使用料助成（市）

身体障害者手帳１・２級の肢体不自由者または内部障害者で電話を所有する単身者に対し重度福祉電話「あんしん」を設置し、設置工事費と機器使用料を助成する。所得制限なし。昭和 61 年４月より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
登録者数	2	2	1	0	0
金額（円）	16,320	13,380	4,560	1,140	0

※登録者数は年度末時点の登録者数を記載。令和３年度は年度途中で利用が中止された。

――武蔵野市重度障害者福祉電話設置事業実施要綱――

⑦精神障害者福祉電話設置事業（市）

市が加入権を有する電話を一人暮らしの精神障害者世帯に設置し、設置（撤去）工事費を助成する。所得制限なし。平成 10 年４月より実施。

・対象者　精神障害者保健福祉手帳を取得している方で、現に電話を設置していない一人暮らしの精神障害者又はこれに準ずる世帯。

年度	30	元(31)	2	3	4
設置（撤去）件数	0(1)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)
総台数	4	2	2	2	2
金額（円）	0	4,400	0	0	0

――武蔵野市精神障害者福祉電話設置事業実施要綱――

⑧重度心身障害者（児）理容・美容助成（市）

武蔵野市民社会福祉協議会へ委託して実施。昭和 57 年７月より実施。

・対象者
身体障害者手帳 ｛ 下肢・体幹　１・２級
　　視覚障害　　１級
愛の手帳　　１・２度

・年間５回まで。助成上限額は１回につき 4,703 円に消費税を加えた額。所得制限なし。

年度	30	元(31)	2	3	4
支給者延件数	1,608	1,595	1,452	1,491	1,488
助成額（円）	7,523,426	7,583,011	6,982,386	7,132,069	7,129,733
事務費（円）	2,553,918	2,869,676	2,875,285	2,681,051	2,645,483
計（円）	10,077,344	10,452,687	9,857,671	9,813,120	9,775,216

――武蔵野市重度心身障害者理容・美容サービス助成事業実施要綱――

⑨心身障害者住宅費助成（市）

民間の共同住宅を借りている障害者の家賃の一部を助成する。平成元年10月より実施。

・対象の条件

身体障害者手帳１～４級または愛の手帳１～３度の障害者または保護者であること

武蔵野市内に３年以上在住していること（基準日４月１日）

民間の共同住宅（借家を含む）を借りていること

所得制限あり（前年の世帯所得の合計額が 1,935,000 円以下であること）

・助成金額　家賃月額の２分の１（最高３万円まで）。前年所得に応じて助成限度額が異なる。

年度	30	元(31)	2	3	4
登録者数	133	136	165	158	154
助成額（円）	43,554,462	44,020,500	50,313,272	51,849,487	47,390,203

――武蔵野市心身障害者住宅費助成に関する条例――

⑩グループホーム等家賃助成（国・都・市）

グループホーム等に入居している身体・知的障害者または重度身体障害者の家賃の一部を助成する。所得制限あり。平成 23 年 10 月から一部介護給付費の中で支給。

ア　身体・知的障害者

・助成金額　前年所得の月額が 73,000 円未満…家賃月額の全額（上限 14,000 円、平成 23 年９月分まで上限 24,000 円）

前年所得の月額が 73,000 円以上 97,000 円未満…家賃月額の半額（上限 2,000 円、平成 23 年９月まで上限 12,000 円）

年度	30	元(31)	2	3	4
対象者数	94	97	99	121	116
延件数	891	703	880	928	1,032
金額（円）	10,641,000	10,738,000	13,269,000	14,577,590	15,637,230

イ　重度身体障害者

・助成金額　前年所得の月額が 73,000 円未満…家賃月額の全額（上限 24,000 円）

前年所得の月額が 73,000 円以上 97,000 円未満…家賃月額の半額（上限 12,000 円）

年度	30	元(31)	2	3	4
対象者数	2	3	3	0	0
延件数	24	27	31	0	0
金額（円）	432,000	504,000	600,000	0	0

――武蔵野市グループホーム等家賃助成事業実施要綱――

――障害者総合支援法――

⑪難病者援護金（通院費）支給（市）

難病者等（人工透析を必要とする腎不全を含む）を援護するため、本人及び付添者に対して通院に要する交通費を助成する。

昭和 51 年４月より実施。通院１回につき 7,000 円以内。所得制限なし。

年度	30	元(31)	2	3	4
支給対象者（実人員）	1,369	1,387	1,403	1,461	1,473
支給総額（円）	13,672,862	13,001,506	10,977,684	12,176,470	11,825,395

――武蔵野市難病者援護金支給条例――

⑫心身障害者扶養年金（都）

心身障害者の保護者（年金加入者）が死亡または重度の障害者となったとき、障害者等に対し年金などを支給する。平成19年３月１日廃止。

年度	30	元(31)	2	3	4
加入者数	121	119	108	104	92

――東京都心身障害者扶養年金条例――

⑬心身障害者扶養共済制度（都）

心身障害者の保護者（加入者）が死亡または重度の障害者となったとき，心身障害者に対し終身一定額の年金を支給する。平成 20 年４月１日より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
加入者数	30	36	36	39	46

――東京都心身障害者扶養共済制度条例――

４．在宅サービス

(1)補装具の交付（修理）・日常生活用具及び住宅設備改善費の給付

障害者の障害程度を軽減し、日常生活を容易にするために、補装具・日常生活用具・住宅設備改善費を給付する。

項目＼年度		30	元(31)	2	3	4
補装具交付（修理）	決定件数	258	233	237	218	223
	決定事業費（円）	25,069,549	25,781,181	25,999,891	25,790,587	24,967,518
日常生活用具給付	決定件数	2,646	2,698	2,597	2,702	2,674
	決定事業費（円）	27,645,707	28,817,144	29,331,573	28,613,844	28,468,123
住宅設備改善給付	決定件数	7	7	7	1	4
	決定事業費（円）	2,236,133	3,154,997	3,104,735	168,919	2,331,674

①補装具交付（修理）状況　　※（　）内は児童を再掲。　　（単位：件）

補装具別＼年度	30	元(31)	2	3	4
義手	1	1(0)	2(0)	1(0)	1(0)
義足	6	5(0)	4(0)	6(0)	8(0)
装具	58(28)	61(20)	48(10)	46(18)	55(9)
車いす	52(8)	46(12)	46(10)	31(14)	27(8)
視覚障害者安全つえ	17	20(0)	20(1)	13(0)	13(1)
歩行補助つえ	1	1(1)	0(0)	1(0)	2(0)
眼鏡	5	6(0)	11(0)	10(1)	3(0)
補聴器	63(10)	46(7)	58(7)	52(9)	58(6)
歩行器	2(2)	1(0)	2(1)	1(1)	2(1)
義眼	0	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)
電動車いす	26(1)	28(0)	26(2)	32(2)	28(3)
座位保持装置	26(13)	14(7)	16(4)	20(16)	18(6)
その他	1(1)	3(2)	4(4)	5(4)	6(4)
合計	258(63)	233(49)	237(39)	218(65)	223(38)

②日常生活用具給付（貸与）及び住宅設備改善状況　　（単位：件）

種目＼年度			30	元(31)	2	3	4
給付	浴槽		0	0	0	0	0
	湯沸器		0	0	0	0	0
	入浴担架	洋式	0	1	0	0	1
		和式	0	0	0	0	1
	入浴補助用具		10(2)	2(1)	5(1)	3	4(1)
	便器		0	1	0	0	0
	特殊便器		0	0	0	0	0
	特殊マット		1	3	2	2(1)	1
	頭部保護帽		5(3)	0	3(2)	3	5(2)
	訓練いす		0	0	0	0	0
	Ｔ字状・棒状のつえ		1	1	1	1	0
	携帯用会話補助装置		0	0	0	0	0
	火災警報器		0	0	0	0	2
	自動消火装置		0	0	0	0	0
	特殊寝台		5	2	3	4(1)	1
	移動用リフト		0	1	1	0	0
	移動・移乗支援用具		4	3	2	2	1
	体位変換器		0	0	0	0	0
	特殊尿器		0	0	0	0	0
	時計	触読式	1	1	1	0	0
		音声式	3	3	5	1	2
	人工こう頭		0	0	1	2	1
	点字器		1	0	0	1	0
	点字タイプライター		0	0	0	0	0
	音声式体温計		3	2	6	3	0
	音声式体重計		2	1	1	2	1

障 害 者（児）福 祉

種目＼年度			30	元(31)	2	3	4
	音声式血圧計		－	－	－	2	1
	電磁調理器		0	1	0	1	0
	パルスオキシメーター		0	1	1(1)	1	0
	音響案内装置	１級	1	1	0	0	0
		２級	1	0	0	0	0
	情報・通信支援用具		2	5(1)	4	2	3
	点字ディスプレイ		0	0	3	0	0
	視覚障害者用情報機器		7	13	16	8	11
	屋内信号装置		0	1	0	0	2
	聴覚障害者用通信装置		0	1	2	1	1
	フラッシュベル		0	0	0	0	0
	情報受信装置		0	1	0	0	2
	会議用拡聴器		0	0	0	0	0
	携帯用信号装置		0	0	0	0	1
	ガス安全システム		0	0	0	0	0
	酸素吸入装置		0	0	0	0	0
	酸素ボンベ運搬車		0	0	0	0	0
	ネブライザー（吸入器）		2(1)	2(1)	1	2	0
	電気式たん吸引器		5(2)	6(2)	7(1)	6	10
	空気清浄器		0	0	0	0	0
	透析液加温器		0	1	2	1	1
	ルームクーラー		0	0	0	0	0
	福祉電話		0	0	0	0	0
	点字図書		2	0	0	1	0
	ストマ		2,590(259)	2,637(288)	2,530(280)	2,653(259)	2,622(234)
小計			2,646(267)	2,691(293)	2,597(285)	2,702(261)	2,674(237)
改善	小規模改修		2	2	3	1	1
	中規模改修		5	1	2	0	1
	屋内移動設備		0	4	2	0	2
小計			7	7	7	3	4
合計			2,653(267)	2,698(293)	2,604(285)	2,705(261)	2,678(237)

※（　）内は児童を再掲。

※ストマには紙おむつ、収尿器を含み、１カ月分を１件とする。

――障害者総合支援法他――

（障害者福祉課）

(2)都営交通機関無料乗車券等・民営バス割引証の交付（都）

①都営交通無料乗車券

都内に住む心身障害者が都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーを利用する場合、無料パスを提示すると料金が無料になる。所得制限なし。

・対象者　身体障害者手帳　１～６級　愛の手帳　１～４度　他

年度	30	元(31)	2	3	4
発行枚数	617	567	532	515	522

――東京都都営交通無料乗車券発行規定――

②都営交通乗車証

都内に居住する、精神障害者保健福祉手帳を有する者を対象に発行。平成20年４月より無料化された。所得制限なし。

年度	30	元(31)	2	3	4
発行枚数	169	172	137	152	130

――東京都精神障害者都営交通乗車証条例――

③民営バス割引証

第１種身体障害者と知的障害者については、「民営バス乗車割引証」を提示すると、同乗する介護者の運賃が 50%割引となる。（障害者本人は手帳を提示して乗車することにより割引が適用可。）所得制限なし。

年度	30	元(31)	2	3	4
発行枚数	99	75	89	148	121

――心身障害者に対する民営バス運賃割引証交付事務取扱要領（都）――

（障害者福祉課）

(3)福祉タクシー事業（障害者用）（市）

心身障害者が、タクシーを利用する場合に、その運賃の一部を助成する。身体障害者手帳１～４級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方に基本料金分の利用券を年間 60 枚以内交付（平成 29 年８月まで）。平成 29 年９月より年間 400 円券 72 枚、100 円券 48 枚（合計 120 枚以内）のクーポン券方式に変更。所得制限あり。昭和 54 年７月より実施。

区分＼年度	30	元(31)	2	3	4
登録者	2,001	2,013	1,940	1,947	1,899
件数	144,237	147,620	100,734	130,574	133,194
助成金額(円)	43,066,914	44,043,506	35,189,704	39,323,276	40,202,808

――武蔵野市心身障害者福祉タクシー・ガソリン費助成事業実施要綱――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

(4)リフトタクシー運行事業（市）

リフト・寝台付タクシーを運行する民間輸送業者に対して、リフトタクシー運行事業に要する経費の一部を補助することにより、車いす利用者及び寝たきり生活者等の福祉の増進に努めることを目的とする。平成５年７月より実施。平成７年４月より補助事業化。

区分＼年度	30	元(31)	2	3	4
台数	3	3	3	3	3
延利用者数	7,991	6,892	5,003	6,049	7,060
延運行日数	1,006	1,057	839	1,021	1,049
延運行回数	4,478	4,225	3,185	3,528	4,476

――武蔵野市リフトタクシー運行事業実施要綱　同事業補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(5)心身障害者自動車ガソリン費助成（市）

心身障害者が自動車で外出をする場合、そのガソリン費の一部を助成する。身体障害者手帳１～４級の方、愛の手帳１～３度の方に１リットルあたり55円を助成。月65リットルが上限、所得制限あり。昭和54年７月より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
登録者（人）	632	598	593	584	582
支給件数	3,805	3,666	3,334	3,320	3,308
助成金額（円）	12,260,611	11,605,214	10,451,734	10,254,561	10,270,406

――武蔵野市心身障害者福祉タクシー・ガソリン費助成事業実施要綱――

（障害者福祉課）

(6)身体障害者食事サービス事業

身体障害のため十分な食事の準備をすることが困難な方に対し、昼食を配食する。自己負担は１食 500 円。昭和 56 年３月より実施。

・対象：次の各号のいずれかに該当する単身の障害者又はそれに準ずる者

①肢体障害　３級以上の身体障害者手帳所持者

②視覚障害　２級以上　　〃

③内部障害　３級以上　　〃

④聴覚障害　２級の身体障害者手帳所持者

⑤その他　　①～④の各号に準ずると市長が認めた者

年度	30	元(31)	2	3	4
延食数	398	319	223	100	94
登録者（人）	4	3	1	1	1

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

（障害者福祉課）

(7)重度身体障害者入浴及び関連事業サービス

家庭での入浴が困難な方に、自宅に組立式浴槽を持ち込み入浴サービスを行い、また寝具丸洗い・寝具乾燥消毒衛生加工サービスを行う。昭和 56 年４月より実施。

対象は、身体障害者手帳 １・２級で常時臥床若しくはこれに準ずる状態にあるもの。入浴サービスの場合、さらに、入浴設備がないか、あっても家族の介助だけでは入浴する事が困難なもの、入浴について主治医から了承を得ているもの、入浴時に家族が立ち会い、必要な場合には介助を受ける事が出来るものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

区分＼年度		30	元(31)	2	3	4
入浴	回数	568	601	479	439	440
	実人数	11	10	9	10	10
乾燥	回数	53	55	47	45	30
	実人数	3	3	3	2	2
丸洗い	回数	8	8	9	7	5
	実人数	3	3	3	2	2

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

――武蔵野市重度身体障害者寝具丸洗い及び寝具乾燥サービス実施要綱――

（障害者福祉課）

(8)身体障害者（単身）救急代理通報装置設置事業

身体障害者の居宅に常時作動する緊急通報装置を設置し、緊急時に対処する。

昭和57年２月より実施。

・対象:医療機関に通院し身体障害者手帳１級から４級までの方で次の条件に該当すること。

①内部障害者で発作を起こす恐れのある者

②聴力障害者で寝たきり又はそれに準ずる者

③肢体不自由等で電話使用困難な者

年度	30	元(31)	2	3	4
登録者（人）	0	1	1	1	1

※令和２年度までは身体障害者緊急通報設備事業として実施。令和３年４月に事業名を変更。

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

（障害者福祉課）

(9)障害者探索サービス事業

障害者の位置を探索するための端末機器を貸与する。

年度	30	元(31)	2	3	4
登録者（人）	87	82	79	76	75

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

(10)武蔵野市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

医療的ケアを要する重症心身障害児（者）等の自宅に訪問介護師を派遣し、一定時間ケアを代替することで、介護者の負担軽減を図る。平成 28 年４月より実施。

年度 項目	30	元(31)	2	3	4
登録者（人）	3	3	5	5	6
延べ派遣回数（回）	20	25	16	1	0

――武蔵野市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実施要綱――

（障害者福祉課）

(11)就労支援

①武蔵野市障害者就労支援センターあいる（平成18年10月開設）

武蔵野市民、または市内の作業所等への通所者を対象に、障害の種別や障害者手帳の有無を問わず職業相談、就職準備支援、職場定着支援、余暇支援など総合的な就労支援を実施する。

年度 項目	30	元(31)	2	3	4
登録者（人）	325	337	386	392	405
新規就職者（人）	47	34	28	36	28
相談件数（件）	6,901	7,063	6,619	7,528	6,282
職場実習（件）	84	128	82	75	94
職場定着支援（件）	344	419	244	374	385

――武蔵野市障害者等就労支援事業実施要綱――

②市役所庁内実習（市）

一般企業での就職を目指す障害者に、市役所各部署の業務を実習する機会を提供する。障害者就労支援センターあいるの就労支援コーディネーターがジョブコーチとして実習生を支援する。平成20年度より実施。

年度 項目	30		元(31)		2		3		4	
実施回数	2		2		2		2		2	
実習期間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間	2 週間
実習生人数	1	2	2	2	2	2	1	1	3	3
受入部署数	10	10	12	11	13	12	11	7	11	11

――武蔵野市障害者就労支援センター登録者職場実習事業実施要綱――

（障害者福祉課）

(12)地域活動促進事業（市）

在宅の心身障害者の地域での余暇活動と居場所づくりの支援を行う。

①武蔵野市障害児水泳クラブいるか

年度	30	元(31)	2	3	4
通所者数	23	22	20	19	15
委託料（円）	761,149	658,363	291,691	404,882	388,214

②ふれあいくらぶ

年度	30	元(31)	2	3	4
通所者数	21	21	21	13	15
委託料（円）	860,000	860,000	860,000	860,000	860,000

（障害者福祉課）

(13)障害児保育

心身に障害のある児童を、認可保育所及び境こども園で預かる事業。定員は、１園につきおおむね２名以内とし、全体の入所定員に含む。昭和 56 年４月より実施。

（年間実入所人数、単位：人）

	年度／年齢	30	元(31)	2	3	4
市立保育所	０歳児	0	1	0	0	0
	１歳児	0	0	1	1	1
	２歳児	3	2	0	1	2
	３歳児	1	3	2	0	1
	４歳児	2	1	3	1	1
	５歳児	1	2	1	3	1
	合　計	7	9	7	6	6

（年間実入所人数、単位：人）

	年度／年齢	30	元(31)	2	3	4
民間保育所等	０歳児	0	0	1	0	0
	１歳児	0	0	1	3	2
	２歳児	3	2	1	2	6
	３歳児	3	7	5	3	6
	４歳児	5	4	9	7	6
	５歳児	4	5	5	9	9
	合　計	15	18	22	24	29

※境こども園は「民間保育所等」に含める。

――武蔵野市障害児保育実施要綱――

(子ども育成課)

障 害 者（児）福 祉

(14)障害者(児)ショートステイ事業（市）

在宅障害者(児)の緊急一時入所、体験入所等及びレスパイト(介護者等の休養)の短期入所(ショートステイ)を行う。市内に住所を有する者、身体障害者手帳の交付を受けている者、愛の手帳の交付を受けている者を対象に「桜はうす・今泉」、「井の頭はうす」、「なごみの家」(令和元年度よりわくらす武蔵野内に移転)、「ダン・ウルス」(令和５年１月開始)において実施。平成 11 年度より実施。

【桜はうす・今泉】

年度	30	元(31)	2	3	4
利用件数	396	254	77	23	24
月平均利用時間	132	80	21	6	8
自立体験宿泊数	0	0	0	0	0

【なごみの家】

年度	30	元(31)	2	3	4
利用件数	916	618	87	57	58
月平均利用時間	589	279	29	23	25

【井の頭はうす】

年度	30	元(31)	2	3	4
利用件数	1,405	979	457	71	91
月平均利用時間	1,187	819.9	470	85	93
自立体験宿泊数	372	375	280	0	38

【ダン・ウルス】

年度	4
利用件数	9
月平均利用時間	48

※令和２～４年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため受入数を縮小。

――武蔵野市障害者（児）ショートステイ 事業運営費補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(15)手話通訳等派遣事業

聴覚障害等がある方とその他の方との意思疎通を円滑にし、福祉の増進を図るため、会議の出席や通院等の際に手話通訳等を派遣する。所得制限なし。

①手話通訳派遣事業

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	307※委託分含	281※委託分含	225※委託分含	245※委託分含	207※委託分含
金額（円）	1,273,300	1,051,700	770,600	785,500	699,000

②要約筆記派遣事業

年度	30	元(31)	2	3	4
回数	19	27	10	15	16
金額（円）	413,854	363,219	234,000	291,800	350,675

――武蔵野市地域生活支援事業に関する規則――

（障害者福祉課）

(16) 手話通訳者慰労金支給事業

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言期間中に派遣を行い、市民生活を支えた手話通訳者に市独自の慰労金を支給。

【令和２年度実績】

対象者（人）	11
金額（円）	110,000

※令和２年度のみ実施。

(17) 登録手話通訳者研修会

市の手話通訳者試験に合格した登録手話通訳者へのフォローアップとして、研修を実施している。

年度	30	元(31)	2	3	4
実施回数	18	20	16	20	20
参加人数	25	26	9～25	8～26	11～26
参加延人数	210	254	205	281	304

（障害者福祉課）

(18) 中途失聴・難聴者のための手話講習会

中途失聴者及び難聴者の手話技術の取得のために開催する手話講習会の運営を補助している。

年度	30	元(31)	2	3	4
会員数（人）	17	17	17	20	19
講習会回数	23	23	12	17	23
金額（円）	127,500	127,500	74,570	111,887	127,500

――武蔵野市中途失聴者及び難聴者のための手話講習会運営費補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(19) 武蔵野市障害者保養施設利用補助（市）

障害者（児）及び介護人が東京都障害者休養ホームを利用した場合の自己負担額を補助。平成３年４月より実施。１人１泊 2,000 円（限度額）を年３泊まで助成。所得制限なし。

年度	30	元(31)	2	3	4
延利用者数	111	73	25	21	39
金額（円）	431,980	329,373	87,055	84,910	147,540

――武蔵野市障害者保養施設利用補助事業実施要綱――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

(20)むさしのあったかまつり/障害者福祉の日行事

昭和 50 年度より実施。

【令和４年度実績】

行事名	日時	会場	内容
第 20 回 むさしのあったかまつり	令和４年 10 月 15 日	むさしのエコ re ゾート	市内在住・在勤の障害のある方々が主体となり、作品展示、ゲームコーナー、ボッチャ、体験コーナーなど

主催:第20回むさしのあったかまつり実行委員会　（社福）武蔵野　　共催:武蔵野市

（障害者福祉課）

(21)日常生活訓練補助事業（市）

ＹＭＣＡあおぞらの会が実施する障害児の野外活動事業を支援している。

年度	事業内容	登録者数	補助金額（円）
30	サマーキャンプ（８月・３泊４日・山中湖） スキーキャンプ（３月・２泊３日・群馬県）	40	450,000
元(31)	サマーキャンプ（８月・３泊４日・山中湖） スキーキャンプ（２月・３月・２泊３日・群馬県）	38	400,000
2	日帰りプログラム街散策（３月６日・お台場）	32	100,000
3	－	－	－

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため宿泊プログラム中止。

※令和３年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため事業計画できず。

※令和３年度で事業終了。

（障害者福祉課）

(22)障害者福祉バス（市）

市内在住の障害者などにより構成され、活動実績のある団体が、活動に必要なバスを借上げる際に要する経費の一部を補助する。平成元年度より実施し、平成 30 年度から市がバスを借り上げる方式から補助金へ変更。平成 27 年度より助成費用の上限は日帰り 10 万円（リフト付きバスの場合 11 万円）、宿泊（１泊２日まで）20 万円（リフト付きバスの場合 21 万円）。

年度	30	元(31)	2	3	4
日帰利用団体数	15	13	0	0	4
日帰利用助成額（円）	1,429,320	1,250,680	0	0	420,000
宿泊利用団体数	8	6	0	0	0
宿泊利用助成額（円）	1,547,640	1,186,800	0	0	0
利用団体数合計	23	19	0	0	4
助成額合計（円）	2,976,960	2,437,480	0	0	420,000

※令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため事業を実施した団体なし。

――武蔵野市障害者福祉バス使用要綱――

（障害者福祉課）

(23) 失語症者デイサービス事業

「失語症者通所事業（デイサービス）」を社会福祉法人とらいふ「ぐっどういる境南」に委託して実施。平成 20 年６月より実施。毎週水曜日　午後０時 30 分～２時 30 分

年度	回数	実人数	延人数	ＳＴ・パートナー延人数	施設職員延人数	見学者延人数
30	48	9	380	328	48	37
元(31)	44	8	260	356	46	16
2	27	7	40	70	50	2
3	47	7	83	148	47	9
4	46	5	44	112	50	6

※令和２～４年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため定員を縮小。

（障害者福祉課）

(24) ボランティア育成事業

障害特性に応じたボランティアの養成講習会を実施することで、地域福祉の担い手を育成し、障害者の自立と社会参加及び情報保障の促進に資することを目的とする。平成22年度より社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会へ委託し実施。

種目＼年度	30		元(31)		2		3		4	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
手話初級（昼）	28	588	28	573	中止		28	287	28	234
手話初級（夜）	28	726	28	581	中止		28	212	28	274
手話中級（昼）	28	351	28	380	中止		28	272	28	243
手話中級（夜）	28	430	28	592	中止		28	224	28	203
手話上級（昼）	28	328	28	417	中止		28	188	28	215
手話上級（夜）	28	374	28	423	中止		28	271	28	249
手話通訳者養成	22	313	22	206	13	89	22	152	28	190
子どもボランティア教室	3	54	3	49	中止		3	33	3	29
点訳（入門）	10	60	10	50	9	36	10	70	10	70
点訳（応用）	10	57	10	40	8	31	10	70	10	58
会話パートナー	10	56	10	58	1	18	10	27	11	36

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため中止。

※令和３年度、令和４年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため定員を縮小。

（障害者福祉課）

(25) 手話通訳者へフェイスシールド及び透明マスク配布

登録手話通訳者の新型コロナウイルス感染防止と安全確保を図るためフェイスシールド及び透明マスクを配布。

【令和２年度実績】

フェイスシールド	配布数（個）	40
	金額（円）	13,200
透明マスク	配布数（個）	10
	金額（円）	2,750

※令和２年度のみ実施。

障 害 者（児）福 祉

５．障害支援区分認定審査会

市町村審査会が行う、介護給付費等の支給の申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行う。

（単位：件）

区分 年度	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
30	0	8	70	54	63	47	82
元(31)	0	4	85	80	49	58	62
2	0	3	61	39	55	34	60
3	0	6	71	44	63	59	88
4	0	6	59	54	51	49	55

――武蔵野市障害支援区分認定審査会条例――

（障害者福祉課）

６．相談支援

【計画相談支援】

障害者総合支援法の障害福祉サービスおよび児童福祉法の障害児通所給付を利用する際には「サービス等利用計画」を作成することになった。平成 24 年度から 26 年度末までに段階的に対象者を増やし、27 年度からはサービス利用者全員が対象となった。

（各年度末数）

年度	計画相談支援給付(人)	障害児相談支援(人)	市内指定事業所数（か所）
30	1,100(27)	563(9)	10
元(31)	1,163(14)	584(8)	12
2	1,152(11)	587(3)	12
3	1,048(32)	592(52)	12
4	1,057(21)	659(179)	11

※(　)内はセルフプランを再掲。

【地域移行支援・地域定着支援】

年度 項目	30	元(31)	2	3	4
地域移行支援（人）	4	7	3	2	5
地域定着支援（人）	8	10	9	10	4

（障害者福祉課）

７．居宅サービスと施設サービス

平成 18 年度から「障害者自立支援法」が施行されたことに伴い、身体・知的・精神の３障害のサービスを利用する仕組みが一元化された。介護の支援を受ける場合には「介護給付費」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付費」が支給される。また平成 18 年 10 月から「移動支援」、「日中一時支援」は「地域生活支援事業」として支給。「移動支援」のうち、視覚障害者へのサービスは平成 23 年 10 月より「介護給付費」の「同行援護」に移行。

(1)介護給付費（居宅サービス）

①居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護（平成 23 年 10 月から）

年度	利用者数（月平均）	時間数
30	307.2	160,602
元(31)	324.1	163,681
2	303.2	160,620
3	300.8	165,458
4	283.6	178,013

②移動支援事業

年度	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童	
	利用者数（月平均）	時間数	利用者数（月平均）	時間数	利用者数（月平均）	時間数	利用者数（月平均）	時間数
30	4.1	416.5	214.1	29,832.0	6.8	725.0	62.5	9,138.0
元(31)	5.2	460.5	200.0	26,880.0	8.0	716.5	60.5	8,977.0
2	4.3	221.0	131.1	15,894.0	3.7	273.0	37.7	5,228.5
3	6.4	453.0	133.8	16,336.5	3.8	345.5	43.9	6,018.0
4	6.8	545.5	163.9	20,522.0	5.4	396.5	48.6	6,160.0

年度		30	元(31)	2	3	4
合計	利用者数（月平均）	287.4	273.7	176.8	187.9	224.7
	時間数	40,111.5	37,034.0	21,616.5	23,153.0	27,624.0

・移動支援事業（新型コロナウイルス感染症への対応のため臨時的な取扱い）

緊急事態宣言が発出され外出自粛が要請された期間における、事業所への支援（令和２年３月実績分～８月実績分）

【令和２年度実績】

内容	対象	事業所数	金額（円）
キャンセル分の補填	外出の自粛や利用者、家族に発熱している方がいるなどを理由として発生したキャンセル分	26	9,192,800
事務手数料の割増	感染予防対策にかかる費用負担分を「感染予防加算」として事務手数料に上乗せ（1,000 円→2,000 円/１回）	42	5,166,000
事業所での独自の工夫取り組みに対する給付	支援の対応等を共有し、支援の質をより高めること。（感染症対策、虐待防止、熱中症対策などこの時期にすぐに必要なテーマであることが条件）	12	924,000

※令和２年度のみ実施。

障 害 者（児）福 祉

③短期入所（ショートステイ）

東京都の指定を受けた障害者支援施設等に短期間入所して、適切な支援を行う。

年度	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童		合計	
	延利用者数	延日数	延利用者数	延日数	延利用者数	延日数	延利用者数	延日数	延利用者数	延日数
30	143	1,025	536	3,529	46	256	130	415	855	5,225
元(31)	170	1,068	537	2,972	42	412	167	519	916	4,971
2	102	702	367	2,693	27	258	158	519	654	4,172
3	125	1,040	340	2,211	3	9	152	471	620	3,731
4	114	843	396	2,445	5	10	152	469	667	3,767

④日中一時支援事業

市と協定を結んだ事業所で日中活動の場を提供する。

年度	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童		合計	
	延利用者数	回数	延利用者数	回数	延利用者数	回数	延利用者数	回数	延利用者数	回数
30	38	109	930	3,392	23	137	924	2,791	1,915	6,429
元(31)	23	54	775	2,928	26	103	877	2,793	1,701	5,878
2	31	131	682	2,627	17	112	555	1,904	1,285	4,774
3	32	103	543	2,482	12	69	680	2,299	1,267	4,953
4	44	210	610	2,846	12	49	851	2,942	1,517	6,047

・日中一時支援事業（新型コロナウイルス感染症への対応のため臨時的な取扱い）

緊急事態宣言の発出を受け在宅で長時間過ごすと見込まれるサービス利用者へ対し、心身の状況や生活における影響等を早期に把握し、安否確認や見守り、相談支援等、必要な支援をする事業者への支援（令和２年４月～５月実績分）

内容	対象	利用者（人）	金額（円）
代替サービス利用（居宅への訪問又は電話やITを活用した支援）に係る利用者負担の減免	利用者負担のある方	12	38,000

※令和２年度のみ実施。

⑤共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供する。

※身体障害者グループホームは、障害者総合支援法外施設含む。

ア　施設数　（各年度末数）

年度	30		元(31)		2		3		4	
区分	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
知的障害者	15	30	16	34	24	66	26	65	29	64
精神障害者	2	14	2	14						
身体障害者	1	3	1	4						
小計	18	47	19	52						
合計	65		71		90		91		93	

※障害種別にかかわらず利用できる施設が増えたため、令和２年度より記載方法を変更。またユニットごとのカウントとした。令和２年度末に市内法人の施設再編が行われた。再編後の施設数で掲載。

※市内は、市内にある施設の数。市外は、武蔵野市の利用者が入居する市外施設の数を掲載。

イ　入所者数　（各年度末数）

年度	30	元(31)	2	3	4
知的障害者	130	141	147	173	178
精神障害者	30	33	36	37	41
身体障害者	8	9	10	9	11
合計	168	183	193	219	230

（障害者福祉課）

(2) 訓練等給付費（施設サービス）

①日中活動サービス（利用者数）　（各年度末数）

区分＼年度	30	元(31)	2	3	4
生活介護（通所）	235	215	228	224	229
自立訓練（機能訓練）	18	13	7	7	9
自立訓練（生活訓練）	8	12	14	26	16
就労移行支援	47	61	57	46	51
就労継続支援Ａ型	17	15	15	15	12
就労継続支援Ｂ型	301	309	321	330	352
自立生活援助	0	2	1	1	3
就労定着支援	10	23	31	25	31

②入所施設（利用者数）　（各年度末数）

区分＼年度	30	元(31)	2	3	4
生活介護（入所）	135	166	166	160	157
施設入所支援	136	166	166	160	157
療養介護	21	23	20	20	17

③障害児通所支援（利用者数）　（各年度末数）

区分＼年度	30	元(31)	2	3	4
児童発達支援・医療型児童発達支援	238	244	223	215	248
放課後等デイサービス	326	340	361	373	410

（障害者福祉課）

(3) ガイドヘルパー養成研修

ガイドヘルパーを養成するため、東京都から研修事業所として指定を受け、平成 26 年度まで研修を主催していた。知的障害者ガイドヘルパー養成研修については、市内事業所の実施に対し、補助を行っている。

①知的障害者ガイドヘルパー養成研修

年度	30	元(31)	2	3	4
実施回数	2	2	1	2	2
応募者数	27（春9，秋18）	20（春11，秋9）	8(秋8)	14（春10，秋4）	23(春14，秋9)
修了者数	22（春7，秋15）	19（春10，秋9）	8(秋8)	11（春7，秋4）	15(春8，秋7)

②同行援護従業者（視覚障害者ガイドヘルパー）養成研修

年度	30	元(31)	2	3	4
実施回数	1	1	1	1	1
応募者数	18	9	19	17	8
修了者数	16	9	8	8	6

（障害者福祉課）

(4) 障害者通所施設賃借料補助金（市）

市内に居住する障害者が通所する障害者総合支援法の通所施設に対し、市内通所者数に応じて施設の賃借料の一部を補助することにより、市内在住者が通所する通所施設を確保する。平成 20 年度より実施。

対象施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

年度	30	元(31)	2	3	4
対象施設	15	15	15	16	17
補助金額（円）	20,376,000	20,268,000	19,512,000	19,593,000	20,052,000

――武蔵野市障害者通所施設賃借料補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(5)放課後等デイサービス等施設貸借料等補助金（市）

児童福祉法の放課後等デイサービス及び武蔵野市地域生活支援事業に関する規則の日中一時支援を提供する法人に対して施設の賃借料の一部を補助することにより、障害児の日中における活動の場を確保する。平成 21 年 10 月より実施。通所者数は年度末の各施設の通所者数の合計。

年度	30	元(31)	2	3	4
対象施設	12	12	13	13	13
通所者数	683	624	703	610	616
補助金額（円）	21,308,000	20,308,000	20,931,000	22,432,000	23,480,000

――武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(6)放課後等デイサービス等施設開設準備補助金（市）

児童福祉法の児童発達支援、放課後等デイサービス及び武蔵野市地域生活支援事業に関する規則の日中一時支援に係る事業所を開設する法人に対して、当該事業所の開設に要する経費の一部を補助することにより、障害児の日中における活動の場を確保する。平成 26 年度より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
対象施設	0	2	0	1	1
補助金額（円）	0	7,500,000	0	2,500,000	2,500,000

――武蔵野市放課後等デイサービス等施設開設準備補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(7)障害者日中活動系サービス推進事業補助金

障害者総合支援法の日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）事業所の運営に要する費用の一部を補助することにより、障害福祉サービスの利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。平成 23 年度より実施。

年度	30	元(31)	2	3
対象施設	17	18	18	19
通所者定員	551	550	544	544
補助金額（円）	127,680,000	126,974,400	127,124,000	125,462,000
加算等（再掲）	(メ)12,312,000 6 件 (雇) 6,677,000 6 件 (評) 5,688,000 11 件	(メ)15,336,000 8 件 (雇) 4,936,000 4 件 (評) 1,693,400 4 件	(メ)17,352,000 8 件 (雇) 7,548,000 6 件 (評) 734,000 2 件	(メ)12,744,000 7 件 (雇) 7,548,000 6 件 (評) 6,466,000 12 件

年度	4
対象施設	21
通所者定員	576
補助金額（円）	128,376,000
加算等（再掲）	(メ)15,624,000 9 件 (雇) 6,676,000 6 件 (評) 2,920,000 7 件

（メ）：メニュー選択式加算額、（雇）：障害者等雇用加算額、（評）第三者評価受審経費

――武蔵野市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

(8)福祉ホーム事業

障害者の自立した地域生活を支援するために、武蔵野市民が入居した障害者総合支援法に規定する福祉ホームを設置する社会福祉法人の運営費を補助する。平成 21 年度より実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
対象施設数	1	1	1	1	0
入居者数	1	1	1	1	0
補助金額（円）	276,000	276,000	276,000	276,000	0

――武蔵野市福祉ホーム事業補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(9)障害者施設整備費補助事業（市）

知的障害者入所更生施設「わかばの家」（平成 21 年 10 月に障害者自立支援法の生活介護、施設入所支援に移行）で武蔵野市からの２名分の入所者枠を確保するために、運営主体の社会福祉法人睦月会と協定を交わし、施設整備費を補助する。（平成 13 年度から令和２年度までの 20 年間）

年度	整備内容	補助金額（円）
30	各棟浴室壁タイル修繕及び水栓交換工事	1,350,000
元(31)	厨房機器（炊飯器、ガス台、調理台、フライヤーなど）の交換費用	1,350,000
2	トイレ改修（グローバルデザイン化）	1,350,000

※令和２年度で事業終了。

（障害者福祉課）

(10)福祉サービス第三者評価受審費補助事業（市）

福祉サービスを提供する事業者が受ける評価機関による第三者評価の審査（以下「受審」という。）に要する費用の一部を補助することにより、受審を促進し、福祉サービスの質の向上を図る。（平成 24 年度より実施）

年度	対象サービス	件数	補助金額（円）
30	－	0	0
元(31)	共同生活援助（グループホーム）	1	100,000
2	－	0	0
3	－	0	0
4	居宅介護	1	330,000

――武蔵野市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(11)障害者グループホーム運営事業医療体制強化補助金（市）

胃ろう等の医療ケアが必要な障害者が入居するグループホームを運営する事業者に対し、看護師等の配置に伴い要する費用の一部を補助することにより、障害者が住み慣れた地域におけるグループホームでよりよい生活を営むために必要なサービスを提供できるよう支援する。

（平成 28 年４月より実施）

年度	30	元(31)	2	3	4
施設数	1	1	0	0	0
補助金額（円）	1,800,000	300,000	0	0	0

――武蔵野市障害者グループホーム運営事業医療体制強化補助金交付要綱――

（障害者福祉課）

(12) ＰＣＲ検査等費用助成事業

新型コロナウイルス感染防止対策として重症化するリスクの高い施設の利用者及び職員に対するＰＣＲ検査等の費用を助成。

年度	2	3	4
事業所数	10	18	1
検査数（回）	168（全件 PCR 検査）	378（全件 PCR 検査）	26（全件 PCR 検査）
金額（円）	2,364,000	3,973,000	371,000

――武蔵野市高齢者施設及び障害者施設におけるＰＣＲ検査等費用助成事業実施要綱――

（障害者福祉課）

(13) 武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給事業

コロナ禍・ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰の影響による電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けながらも、障害福祉サービスの安定的な供給を継続している事業所や施設に対し、物価高騰による障害福祉サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的として、支援金を交付。

年度／区分	4	
	事業所数（件）	支給額（円）
入所系	10	11,532,000
通所系	35	17,244,000
訪問系	13	967,200

――武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給事業実施要綱――

（障害者福祉課）

(14) 障害福祉サービス事業者へのマスクの配布

厚生労働省及び東京都が新型コロナウイルス感染防止対策として自治体に配布するマスクを活用し、サービス事業者へ配布。

【令和２年度実績】

配布種別	配布か所	配布数（枚）
マスク	76	66,350

※令和２年度のみ実施。

（障害者福祉課）

８．住宅施策

(1)福祉型住宅（障害者用）

障害者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、市が民間アパートを借り上げ、福祉型住宅として住宅に困っている障害者に提供している。定期的に巡回訪問する派遣のＬＳＡ（ライフサポートアドバイザー）がいる。

○入居資格（障害者用）　次のすべての要件にあてはまる方

①市内に引き続き３年以上居住していること。

②健康で自立して日常生活を営むことができること。

③住宅に困っていること。

④申込者または、入居時に同居する親族が障害者であること。

⑤所得が基準の範囲内であること。

⑥申込者（同居の親族を含む。）が暴力団員でないこと。

＜令和５年３月末現在＞

名称	所在地	開設年月	戸数	備考
武蔵野清岳苑	西久保 2-30-4	平成５年３月	3	全戸数 42
シュロス武蔵野	関前 4-17-3	平成７年２月	5	全戸数 29
計			8	

――武蔵野市福祉型住宅管理条例――

（住宅対策課）

(2)市営住宅（障害者用）

住宅に困っている障害者に住宅を低額な使用料で賃貸し市民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的としている。

○入居資格（障害者用）　次のすべての要件にあてはまる方

①市内に引き続き１年以上居住していること。

②同居親族がいること。

③申込者または入居時に同居する親族が障害者である世帯であること。

④所得が基準の範囲内であること。

⑤申込者（同居の親族を含む。）が暴力団員でないこと。

＜令和５年３月末現在＞

名称	所在地	開設年月	戸数	備考
関前住宅	関前 3-16-5	昭和 46 年４月	8	全戸数 24

――武蔵野市市営住宅条例――

――武蔵野市市営住宅条例施行規則――

(住宅対策課)

９．医療助成

(1) 心身障害者医療費助成（都）

医療費のうち保険診療の自己負担額の一部を助成。所得制限あり。

・対象　公的医療保険に加入している方で次のいずれかに該当する方。

①身体障害者手帳１～２級（ただし、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害は１～３級）

②愛の手帳１～２度

③精神障害者保健福祉手帳１級（平成31年１月から対象拡大）

（単位：人、各年度末現在数）

年度	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計
30	765	252	37	1,054
元(31)	763	270	46	1,079
2	747	280	50	1,077
3	743	289	55	1,087
4	739	292	56	1,087

――東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例――

（障害者福祉課）

(2) 自立支援医療（更生医療）の給付

18歳以上の身体障害者手帳の所持者で、その障害を除去、軽減する手術等によって確実な治療効果が期待できるものに対して、その手術等に係る医療費等の自己負担額の一部を助成。所得制限あり。

年度	30	元(31)	2	3	4
レセプト(枚数)	889	979	942	1,008	1,100
給付額（円）	135,282,229	142,261,167	141,329,253	139,561,133	135,653,560

――障害者総合支援法――

（障害者福祉課）

(3) 自立支援医療（育成医療）の給付

身体障害のある 18 歳未満の児童で、その障害を除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるものに対して、その手術等に係る医療費等の自己負担の一部を助成。平成 16 年 10 月東京都より受付事務が移譲。平成 25 年４月東京都より事務移譲。所得制限あり。

年度	30	元(31)	2	3	4
レセプト件数	23	12	20	15	7
給付額(円)	507,388	345,855	538,348	224,089	222,696

――障害者総合支援法――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

(4)自立支援医療（精神通院）の給付

精神疾患のため通院している方に対し、通院医療費の一部を助成。平成 14 年度東京都より受付事務が移譲。所得により自己負担あり。

年度	30	元(31)	2	3	4
受給者数	2,371	2,453	2,313	2,772	2,775
申請件数	3,445	3,603	2,562	3,822	4,124

※受給者数は各年度９月 30 日現在。申請件数には手帳申請分等を含む。

――障害者総合支援法――

（障害者福祉課）

(5)特定医療費（指定難病）等の助成（都）

難病等にかかり、都が認める認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費等の一部を助成。自己負担あり。

年度	30	元(31)	2	3	4
受付件数	1,434	1,415	548	1,546	1,539

――東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則――

（障害者福祉課）

(6)Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎医療費の助成（都）

Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎インターフェロン治療（平成22年４月からＢ型核酸アナログ製剤治療、平成23年12月からＣ型３剤併用治療、平成30年12月から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を助成対象に追加）に係る医療費等の一部を助成。平成20年４月制度開始。

年度	30	元(31)	2	3	4
受付件数	81	71	40	70	72

――東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則――

（障害者福祉課）

(7)小児精神病等医療費の助成（都）

精神疾患のため精神科病床にて入院治療を必要としている児童（原則 18 歳未満）の、入院医療費を助成。

年度	30	元(31)	2	3	4
受付件数	4	4	1	1	5

――東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則――

（障害者福祉課）

(8)小児慢性特定疾病医療費の助成（都）

慢性疾患で長期にわたり療養を必要とする児童（原則18歳未満）に対して、その治療に係る医療費等の一部を助成。自己負担あり。

年度	30	元(31)	2	3	4
受付件数	93	115	52	94	103

――東京都小児慢性特定疾病医療費助成事業実施要綱――

（障害者福祉課）

(9)療養介護医療費の給付

療養介護に係る介護給付費の決定を受けた者に対して、指定療養介護事業所（医療施設）での治療に係る医療費を助成。

年度	30	元(31)	2	3	4
対象者	23	24	23	23	17
給付額（円）	17,930,605	18,611,399	17,463,951	16,066,214	15,379,227

――障害者総合支援法――

（障害者福祉課）

(10)障害児施設医療費の給付

医療型児童発達支援に係る給付費の決定を受けた者に対して、医療型児童発達支援事業に係る医療費を助成。（平成24年度から実施）

年度	30	元(31)	2	3	4
対象者	2	2	0	3	2
給付額（円）	71,229	13,595	0	44,340	57,498

――児童福祉法――

（障害者福祉課）

10. 武蔵野市地域自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の３第１項の規定に基づき、地域における障害者及び障害児の支援体制に関する課題について協議する。平成 20 年度より実施。

年度	委員数	委員会	全体会・報告会	専門部会名
30	14	5 回	2 回	「はたらく」「くらす」「権利擁護」「相談支援」「障害当事者」活動は月 1 回程度。
元(31)	15	4 回	1 回	「はたらく」「くらす」「権利擁護」「相談支援」「障害当事者」活動は月 1 回程度。
2	15	6 回	※中止	「はたらく」「くらす」「権利擁護」「相談支援」「障害当事者」活動は月 1 回程度。
3	15	5 回	1 回	「地域生活支援拠点」「地域移行」「差別解消」「コロナ対応」「障害当事者」活動は月 1 回程度。
4	15	5 回	1 回	「地域生活支援拠点」「地域移行」「差別解消」「コロナ対応」「障害当事者」活動は月 1 回程度。

※新型コロナウイルス感染症への対応のため。

――武蔵野市地域自立支援協議会設置要綱――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

11. 武蔵野市障害者福祉センター

在宅心身障害者の通所訓練施設として昭和 55 年 12 月 3 日開設。障害のある方々が地域との相互理解と連帯を深めながら、各種事業を通じて社会参加と自立を目指し障害福祉の増進を図ることを目的として運営されている。平成 28 年度までは市が施設の管理等を行い、同施設内で社会福祉法人武蔵野が障害者福祉サービス（専門相談、自立訓練、生活介護）を「生活リハビリサポートすばる（以下、すばると言う）」として行ってきたが、平成 29 年度からは指定管理者制度を導入し、施設管理、障害者講習会、通所移送事業などを含め社会福祉法人武蔵野が一体的に運営することとなった。

(1)一般管理

①障害者福祉センター運営協議会

障害者福祉センターの運営、事業計画等に関して諮問するため、市長の附属機関として設置。

【令和４年度事業実績】

	開催日	主な会議内容
第１回	令和４年７月 28 日	令和３年度実績報告、令和４年度事業計画（実施状況）について
第２回	令和５年３月 29 日	令和５年度事業計画（案）、改築に伴う基本計画（案）について

【委員数】

年度	30	元(31)	2	3	4
委員数	13	13	13	13	13

――武蔵野市障害者福祉センター条例――

②貸出施設の利用状況

ア　施設貸出

障害者団体・ボランティアグループの方を対象に行っている。

（上段：件数　　下段：利用者数）

年度	視聴覚室	録音室	印刷室	調理実習室	会議室	計
30	52 553	191 561	109 245	10 72	140 1,713	502 3,144
元(31)	47 536	181 482	79 182	20 106	144 1,759	471 3,065
2	97 731	187 269	22 30	貸出中止	85 660	391 1,690
3	95 659	155 212	31 53	貸出中止	104 773	385 1,697
4	111 840	159 250	33 56	貸出中止	120 1,312	423 2,458

※令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため利用定員の縮小及び貸出中止を行った。

※令和４年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため調理室のみ貸出中止を行った。

イ　機器等の貸出

年度	印刷機	録音機	車椅子	その他※	貸出図書	合計
30	109	0	7	203	9	328
元(31)	79	0	5	120	15	219
2	21	0	0	66	6	93
3	30	0	0	76	21	127
4	33	0	4	102	5	144

※その他にはピアノ、プロジェクター、スクリーン、DVDデッキ等を含む。

※令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため利用定員の縮小及び貸出中止を行った。

ウ　長期貸出

・社会福祉法人武蔵野千川福祉会

２階・第一通所訓練室…千川作業所　３階・第一児童保育室…千川おひさま幼児教室

３階・第二児童保育室…千川さくらっこクラブ

・障害者団体

地下会議室北側通路の一部…武蔵野市障害者福祉協会、武蔵野市聴覚障害者協会

（団体ロッカー）　　山彦の会

１階および２階自動販売機…武蔵野市身体障害者協会

③音楽療法

愛の手帳を持つ小学生を対象に、音楽を楽しみながら社会性、コミュニケーション能力の向上や情緒の安定など発達全般を促す活動を行う。音楽療法士が年齢や訓練目的に合わせて子どもたちを３～５人グループに分けて指導。放課後等デイサービス事業再編に伴い、令和元年度にて事業終了。

年度	訓練日数	実人数	延べ人数
30	59	14	280
元(31)	57	10	188

④障害者講習会

講習会名・年度	30		元(31)		2		3		4	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
美術	11	87	12	67	5	44	11	43	18	52
うたの教室	7	79	10	43	中止		－	－	－	－
卓球	10	90	－	－	－	－	－	－	－	－
椅子に座って健康体操	15	222	15	144	13	96	36	190	34	194
エアロビクス	8	57	4	40	8	23	2	16	7	33
太極拳	12	164	15	125	10	75	－	－	－	－
将棋	7	59	9	40	5	48	12	36	11	53

障 害 者（児）福 祉

講習会名・年度	30		元(31)		2		3		4	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
ボッチャ	－	－	9	83	中止		－	－	5	36
パーカッション	－	－	10	50	中止		－	－	－	－
コアトレーニング＆ストレッチ	－	－	9	57	5	44	12	56	11	53
椅子に座ってヨガ							18	82	17	83
短期講習会	45	99	10	54	13	41	5	26	1	5

※令和２～４年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため講座の中止及び縮小（定員減）を行った。

⑤通所移送事業

障害者福祉センターの講習会、自立訓練、生活介護を利用する障害者のために、リフト付きワゴン車を運行し通所の便宜を図っている。

年度	30	元(31)	2	3	4
運行台数	731	720	685	717	727
利用人数	6,887	6,690	4,212	4,735	4,751
一台平均	9.4	9.3	6.1	6.6	6.5

※令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため利用者の制限を行った。
※令和４年度から制限なし。

⑥センター講演会

年度	内容	参加人数
30	講師：橋本　一郎氏 「手話と出会って　～聞こえない人と共にいきる～」	100
元(31)	講師：佐藤　秀明氏 「大好きなサッカーとともに　～半身麻痺に立ち向かう僕の生き方～」	54
2	※中止	－
3	講師：髙橋　玲子氏 「不便さを力に　～目が見えないからこそできること～」 会場(武蔵野市障害者福祉センター)およびオンライン配信併用	44 (オンライン含む)
4	講師：野﨑　誠氏 「手話の魅力　～ろう者が暮らしやすい社会～」	83

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため講演会を中止。

⑦医療相談

自立訓練（機能訓練）、中途障害者デイサービス（生活介護）、専門相談等の利用者や関係機関の支援者等を対象に支援に関わる医療的な助言を受ける。また、リハビリ検討会議では自立訓練(機能訓練)や中途障害者デイサービス、専門相談の登録相談等の利用者やその支援方針、登録期間等を定める。(一般社団法人武蔵野市医師会に委託)

相談員 年度	医療相談件数	リハビリ検討会議件数
	整形外科医　月１回 循環器内科医　月１回 神経内科医　月１回 リハビリテーション科医　月１回	コーディネーター　月１回 整形外科医
30	68	74
元(31)	88	72
2	126	51
3	188	56
4	230	58

⑧地域活動

・千川福祉祭り、千川地区社協、サロン千川に例年参加しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。
・はちコミまつりへ作品展示による参加
・千川地域防災会役員会への参加
・あったかまつりへ作品展示による参加
・吉祥寺東部福祉の会「暮らしの情報展」に参加

（障害者福祉課）

(2)通所事業（生活リハビリサポートすばる）

①自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法に基づく法内事業）

病院や施設を退院（退所）し地域生活へ移行する方を対象に、地域での生活力を高めるための身体的リハビリテーションなどを行う。

年度	実施日数	通所延人数	訪問人数
30	241	1,313	52
元(31)	240	1,462	34
2	237	572	8
3	242	593	9
4	243	721	37

②中途障害者デイサービス（生活介護）

介護保険や既存のサービスを利用しにくい中途障害者などを対象として、社会参加と活動の場を提供することにより、地域生活をより豊かにするための支援を行う。

年度	実施日数	延人数
30	244	1,645
元(31)	240	1,537
2	237	1,448
3	242	1,251
4	243	1,149

③市単独事業による自立訓練、生活介護

障害者手帳等を申請中の方、障害があっても手帳が取得できない、または障害支援区分等で障害者総合支援法の障害福祉サービスに該当しない方で、市が自立訓練、生活介護等のサービスが必要と認めた方を対象に相当するサービスを提供する。

年度	実人数	延人数
30	11	183
元(31)	2	42
2	7	148
3	5	146
4	7	194

（障害者福祉課）

(3) 専門相談事業

①リハビリ相談

身体機能や日常生活の状況に応じて、必要な住宅改修、補装具、日常生活用具等に関する相談に応じる。

＜相談件数＞

年度	実人数	延人数
30	50	563
元(31)	61	603
2	74	749
3	74	800
4	80	935

＜啓発事業＞

・心のバリアフリー啓発事業　総論講師

・同行援護従業者養成研修　講師

・東京都及び武蔵野市バリアフリー工事への助言

②視覚障害者相談支援事業

視覚障害者の在宅生活を維持、向上させるために必要な相談、生活訓練その他必要な支援を行う。

＜相談件数＞

年度	実人数	延人数
30	93	977
元(31)	97	902
2	91	729
3	87	743
4	96	891

＜点字教室＞

年度	実施回数	実人数	延人数
30	34	8	182
元(31)	34	8	162
2	27	7	113
3	33	6	135
4	33	6	135

＜啓発事業＞

・同行援護従業者養成研修　講師

・同行援護従業者フォローアップ研修　講師

・心のバリアフリー啓発事業　講師

・東京都及び武蔵野市バリアフリー工事、印刷物等への助言

③高次脳機能障害相談支援事業（ゆいっと）

事故や病気などで脳に損傷をうけ「新しいことが覚えられない」「約束などを忘れてしまう」「感情がコントロールできない」「慣れた道でも迷ってしまう」などの高次脳機能障害のある方の地域生活と社会復帰を支援する。

＜相談件数＞

年度	実人数	延人数
30	40	1,392
元(31)	59	1,086
2	49	1,254
3	66	1,376
4	66	1,709

障 害 者（児）福 祉

＜フリーサロン＞

年度	実施回数	実人数	延人数
30	22	6	31
元(31)	22	7	39
2	18	7	64
3	19	10	110
4	23	9	130

＜関係機関連絡会＞

関係機関連絡会	２回	①令和４年７月 29 日（金）18:00～20:00 オンラインによるネット講演会 「就労支援評価パッケージの紹介～地域と連携した支援の重要性～」 講師：大熊　諒氏（東京慈恵会医科大学附属第三病院　リハビリテーション科　作業療法士） 参加者 56 名 ②令和５年２月 17 日（金）18:00～20:00 オンラインによる事例検討会 「地域で生活する高次脳機能障害者の事例検討」 参加者 19 名
関係機関連絡会運営委員会	５回	市内で高次脳機能障害者の支援を行っている機関（障害者サービス施設、医療機関、行政等）が集まり、関係機関連絡会の企画・運営や情報交換等を行う。

※関係機関連絡会は新型コロナウイルス感染症への対応のためオンライン開催。

（障害者福祉課）

12. みどりのこども館

発達が気になる子どもとその親を支援する「地域療育相談室ハビット」、配慮が必要な子どもの通園施設「こども発達支援室ウィズ」が連携をとりながら、乳幼児期を中心に一貫した発達支援を行ってきた。地域開放型事業「おもちゃのぐるりん」を併設している。平成 21 年４月開館。

みどりのこども館で実施している、ハビットとウィズは、令和２年４月より「武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館」となり、「相談部ハビット」と「通園部ウィズ」として一体化した。国の構造改革特別区域計画（特区制度）を活用し、みどりのこども館全体の療育の質の向上と相談支援の充実を目指していく。

(1)相談部　ハビット（平成 19 年４月開設、平成 21 年４月にみどりのこども館へ移転）

心身に何らかの発達障害がある子どもに対して、早期からの発達を支援するための療育推進体制を整備し、また障害児の親の不安軽減を図ることを事業目的としており、専門職の職員による事業を実施している。事業内容は療育相談事業・発達支援事業・施設訪問事業を実施、平成 21 年４月より親子通園事業を始めた。令和２年 12 月には桜堤ケアハウス内にサテライトオフィスを開設した。

スタッフ:社会福祉士・理学療法士・作業療法士・公認心理士・保育士・言語聴覚士（非常勤）・

医師(非常勤)

内容別件数＼年度		30	元(31)	2	3	4
療育相談	新規相談	265	256	273	339	371
	受理面接（初回面接）	194	205	183	210	202
	継続相談	2,129	2,083	1,903	2,110	3,311
施設訪問	保育園・幼稚園	129	111	121	91	99
	０１２３・ぐるりん	27	21	0	0	0
	その他（学校等）	109	109	227	192	169
発達健診	発達健診（回数）	157（15 回）				
医療相談	医療相談（回数）	56（18 回）	31（15 回）	44（16 回）	35（17 回）	28（18 回）

※令和元年度より発達健診は母子保健事業へ移管。

親子通園（つぼみ、たんぽぽ、ちゅーりっぷ、みかん、りんご、メロン、なのはな）

年度	ｸﾞﾙｰﾌﾟ数	登録者数	実施回数	延参加数
30	5	25	110	346
元(31)	1	4	9	29
2	1	4	9	21
3	1	4	9	21
4	1	4	10	23

※令和元年度よりたんぽぽ（未歩行児）の実施。他のグループは母子保健事業へ移管。

（障害者福祉課）

(2)通園部　ウィズ（児童発達支援事業）

特別な配慮が必要な未就学児に、日常生活における基本的動作の習得や言語能力の伸張，集団生活への適応など心身の全面的な発達を目指して療育を行う。給食及び自宅からの車による送迎を行っている。

年齢別利用者数　（各年度末現在）

年度＼年齢	３歳	４歳	５歳	合計
30	7	5	4	16
元(31)	7	8	5	20
2	9	5	8	22
3	3	13	5	21
4	5	3	14	22

――児童福祉法――

（障害者福祉課）

障 害 者（児）福 祉

(3)おもちゃのぐるりん（地域開放型事業　平成 21 年７月 10 日開設）

いろいろなおもちゃの中から、気に入ったおもちゃで子どもと保護者が一緒に自由に遊ぶことにより親子の「きずな」を育み、楽しい時間を過ごせる場を提供している。また、親同士の交流の場や気軽に子育てや療育の相談ができる場を提供。

・令和４年度開館日数　241日、平均利用者数　13.3人／日

（各年度末現在）

年齢／年度	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	その他	合計
30	1.099	1,621	1,109	1,470	688	551	198	109	6,845
元(31)	936	1,413	1,040	897	1,023	422	55	123	5,909
2	367	581	403	369	196	352	70	18	2,356
3	576	837	643	528	373	266	245	86	3,554
4	665	845	541	410	279	294	125	58	3,217

※その他は小学生の兄弟や市外の利用者数（１回だけは利用可としている）。

（障害者福祉課）

13. 武蔵野障害者総合センター

心身障害者の就労の場、重度あるいは重複障害者の昼間の通所の場の確保を目的とし、障害者施設の複合施設として平成５年６月開設。

【令和４年度事業実績】

(1)ワークセンターけやき　【障害福祉サービス事業(就労継続支援Ａ型・Ｂ型)】

一般企業に就労することの困難な障害者が、作業（仕事）中心の活動をおこない、作業実績に応じて工賃を支給する。

作業内容：印刷、サイン事業、封入封緘作業、製パン、飲食店運営（パールブーケ、カフェ・ル・ブレ、さくらごはん）

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	30	元(31)	2	3	4
利用者数	36	34	35	37	36

(2)ワークセンター大地　【障害福祉サービス事業(生活介護)】

知的障害者に作業中心の活動を提供し作業実績に応じて工賃を支給する。それぞれの“はたらくこと”を通して、人とのかかわりや様々な経験を積み重ねながら、主体的に生活できるよう支援する。

作業内容：軽作業、創作活動、公園清掃、ポスティング、など。

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	30	元(31)	2	3	4
利用者数	53	35	36	35	36

(3)デイセンター山びこ　【障害福祉サービス事業(生活介護)】

主に重度の知的障害あるいは自閉スペクトラム症の方に、リサイクル活動や創作活動・運動や音楽・社会参加活動などを提供し、一人一人が豊かで安定した生活を送り自己実現できるよう支援する。

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	30	元(31)	2	3	4
利用者数	30	43	47	44	45

(4)デイセンターふれあい【障害福祉サービス事業（生活介護)】

主に重度の身体障害（重度重複障害を含む）のある方に、フリーアート・皮細工・織物などの創作・運動・音楽・リハビリなどの活動を行いその人らしい自律を支援する。

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	30	元(31)	2	3	4
利用者数	29	24	23	20	23

(5)地域生活支援センター　びーと　【相談支援事業・地域活動支援センター事業】

Ⅷ－２－(3)　に掲載

（障害者福祉課）

14. 武蔵野福祉作業所

(1)障害福祉サービス事業(生活介護・就労移行支援・Ｂ型)

一般企業に就職することが困難な心身障害者に対し、作業及び生活の自立への支援を行う。作業（仕事）中心の活動をおこない、作業実績に応じて工賃を支給する。

作業内容：封入封緘作業、菓子箱組立て、菓子詰め、レストラン運営（やさい食堂七福）、給食配食事業など

(2) 利用者数の推移

（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	30	元(31)	2	3	4
利用者数	74	77	81	78	77

（障害者福祉課）

15. 障害者地域生活支援ステーション「わくらす武蔵野」

市内初の入所支援事業を中核とした障害者支援施設が吉祥寺北町に開設した。障害のある方が、「わたしらしく、武蔵野でくらす」ことを実現するため、入所支援や生活介護、短期入所など様々な機能をもった複合施設である。平成 31 年３月開設。

２階	ユニット「空鳥」（そらとり）	10 部屋	主に自閉症（強度行動障害を含む）の男性の方
	ユニット「橙月」（とうげつ）	９部屋	主に自閉症（強度行動障害を含む）の女性の方
１階	ユニット「藤花」（ふじはな）	10 部屋	主に最重度の知的障害（男女混合）の方
	ユニット「麦風」（むぎかぜ）	９部屋	主に重症心身障害（男女混合）の方

障 害 者（児）福 祉

(1)施設入所支援

※４ユニットで構成。この他、各ユニットに短期又はなごみ用の居室が１部屋ずつ、「空鳥」「藤花」に体験入所用の居室が１部屋ずつ。

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
利用者数	36	36	36	37

(2)体験入所

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
利用者数	4	2	0	0

(3)生活介護(通所利用者)

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
利用者数	5	4	4	4

(4)行動援護

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
利用者数	1	1	1	1

(5)計画相談

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
利用者数	39	39	39	40

(6)短期入所

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
利用者数（市内）	42	15	16	17
利用者数（市外）	3	0	0	0

(7)なごみの家

利用者数の推移　（単位：人、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
なごみの家	114	31	57	58

(8)貸し館事業（地下１階オリーブホールの貸し出し）

貸出件数の推移　　（単位：件、各年度３月 31 日現在）

年度	元(31)	2	3	4
貸出件数	17	13	26	38

（障害者福祉課）

16. 放課後等デイサービス事業「パレット」

桜堤ケアハウスデイサービスセンターを転用し、肢体不自由児や医療的ケア児を対象とした放課後等デイサービスを令和２年12月に開始した。

年齢別登録児童数　　（単位：人、令和５年３月 31 日現在）

年齢区分	小学低学年生	小学高学年生	中学生	高校生	合計
人数（人）	6	5	1	1	13

（障害者福祉課）

17. 特別支援学級

武蔵野市では、子どもたちの発達の状況や障害の状態に応じて適切な教育ができるよう、特別支援学級を設置している。

（小学校）	第三小学校	ひまわり学級	知的障害児童対象
	第四小学校	はなみずき教室（拠点校）	情緒障害等児童対象（特別支援教室）
	大野田小学校	むらさき学級	知的障害児童対象
	〃	いぶき学級	肢体不自由児童対象
	境南小学校	けやき学級	知的障害児童対象
	〃	いとすぎ学級	病弱児童対象（武蔵野赤十字病院内）
	千川小学校	あさがお教室（拠点校）	情緒障害等児童対象（特別支援教室）
	井之頭小学校	かわせみ教室（拠点校）	情緒障害等児童対象（特別支援教室）
	桜野小学校	こぶし教室（拠点校）	情緒障害等児童対象（特別支援教室）
	〃	こだま学級	難聴・言語障害児童対象（通級）
（中学校）	第一中学校	エコールーム	難聴生徒対象（通級）
	第二中学校	こぶし教室（拠点校）	情緒障害等生徒対象（特別支援教室）
	第四中学校	群咲学級	知的障害生徒対象
	〃	いぶき学級	肢体不自由生徒対象
	第六中学校	いとすぎ学級	病弱生徒対象（武蔵野赤十字病院内）

特別支援学級児童・生徒数（各年５月１日）（単位：人）

学校名	年度／種別	30	元(31)	2	3	4	
第三小学校	知的障害	10	11	10	13	15	
第四小学校	情緒障害等	82	88	62	69	77	特別支援教室（拠点校）
大野田小学校	知的障害	28	24	26	26	20	
	肢体不自由	6	3	1	3	3	

障 害 者（児）福 祉

学校名	年度 種別	30	元(31)	2	3	4	
境南小学校	知的障害	17	22	20	20	22	
	病弱	0	0	1	0	0	
千川小学校	情緒障害等	－	－	61	70	73	特別支援教室（拠点校）
井之頭小学校	情緒障害等	50	67	57	64	73	特別支援教室（拠点校）
桜野小学校	情緒障害等	63	66	62	72	90	特別支援教室（拠点校）
	難聴	7	8	8	7	8	（通級）
	言語障害	43	50	47	57	59	（ 〃 ）
小学校合計		306	339	355	401	440	
第一中学校	難聴	4	9	12	14	11	（通級）
第二中学校	情緒障害等	11	23	39	45	53	特別支援教室（拠点校）
第四中学校	知的障害	18	24	27	25	27	
	肢体不自由	1	1	2	2	2	
第六中学校	病弱	0	1	0	0	1	
中学校合計		34	58	80	86	94	
計		340	397	435	487	534	

特別支援教育就学奨励費

市立小・中学校在籍で、以下のいずれかに該当する市内在住の児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の一部を補助する。（通学・通級費を除き、所得制限あり）

①特別支援学級に在籍

②通級指導学級に通い、交通費がかかっている

③法令に定める程度の障害がある

（教育支援課）